

地域包括支援センターの課題に関する研究 — 横浜市の地域包括支援センターの実態調査から —

介護予防マネジメントコース
5006A343-5 保母 恵

研究指導教員：岡浩一朗助教授

2000年4月に介護保険法が施行されたが、5年間で約2倍増加し、中でも要支援・要介護1の認定を受けた軽度の要介護高齢者が急激な伸びを続けている。2005年(平成17年)介護保険法の見直し・改正が行われ、予防重視型システムへの転換を目指し、新予防給付・地域支援事業が創設されるとともに、在宅介護支援センターの機能を強化し、「地域包括ケア」を推進していく中核的機関として「地域包括支援センター」を平成19年度末までにすべての市町村で設置されることとなった。地域包括支援センターは、「地域包括支援体制」の確立実現を目指し、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等複数の専門職種が配置が協働し支援体制構築に取り組んでいく。さらに指定介護予防事業者として要支援1・2の方の新予防給付のケアマネジメント機関を兼ねることとなっているが、介護予防ケアマネジメント関連業務に時間をとられ地域包括ケアを推進に取り組めていないことが叫ばれている。

本研究では、わが国で最も大きな政令指定都市である横浜市を対象地区として、地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント業務に関する取り組みの現状を調査し、今後地域包括支援センターの目指す機能が果たせるための課題を明らかにし、その対応策について提案していく。

横浜市内に開設された地域包括支援センター113箇所に勤務する介護予防マネジメントを主に担当する保健師等を対象に、平成18年11月調査票を用いて、郵送で配布・回収を行い、回答は50地域包括支援センターで、回答率は44.2%であった。

地域包括支援センターにおける業務の割合を調査した結果では、「新予防給付に関する介護予防マネジメント業務」が47%を占めており、「特定高齢者に関する介護予防ケアマネジメント」と合わせると介護予防ケアマネジメント業務が全体の半数以上を占めていた。「総合相談援助・権利擁護」は23.6%、「包括的・継続的ケアマネ

ジメント」は10%にとどまっており「地域活動」は4.3%であり、地域包括支援センターの現状は介護予防ケアマネジメント業務を中心に機能しており、地域包括ケアの構築に取り組めていないと考えられる。

介護予防ケアマネジメント業務のうち新予防給付に関する業務は83.9%におよんでおり、新予防給付に偏っているといえる。新規認定者に加え、今後居宅介護事業者への委託が困難になってくることが予測される。新予防給付に関する介護予防ケアマネジメントの占める割合負担が一層増え、介護予防ケアマネジメント以外の業務により大きな支障となってくることが考えられる。介護予防ケアマネジメントの受け持ち件数の制限と適正な人員配置の施策が早急に必要である。

「地域活動」に割いているのはわずか4.4%であった。特定高齢者把握のための地域活動について43.7%ができていないと感じている。介護予防を推進し、地域包括ケア推進を図っていくためには地域包括支援センターの職員が積極的に地域に出向き、啓蒙活動及び把握活動を行っていくことが重要であり、地域活動に割ける時間の確保が必要である。

専門職の配置状況は、在宅介護支援センターでの経験3職種共5割前後となっている。それぞれの専門性を高めるとともに、在宅介護支援センターから引き継ぐべき相談援助技術の習得及び向上を図り、地域の特性や家族の特性に応じた「包括かつ継続的な」支援を行っていけるようにしていく必要がある。

行政機関とは6割以上連携が図れていると答えており、事業所との連携も5割以上が図れていると答えている。地域のボランティア団体等の活動把握できていないと3割以上が感じている。地域包括支援センターの機能を発揮するためには、今後も行政やサービス事業所のみならず地域の組織とも綿密な連携を図り、協働して地域包括ケア推進に取り組んでいくことが重要である。